

入札公告

次のとおり一般競争に付します。

2016年9月27日

契約責任者

日本郵政株式会社

常務執行役 福本 謙二

1 工事の概要

(1) 工事名

かんぽの宿日田 火災報知設備更改工事

(2) 工事場所

かんぽの宿日田

(3) 工事内容等

ア 工事内容

本工事は、GR型受信機を含む火災報知設備の更改を主とした工事である。

イ 建物用途

宿泊施設

ウ 構造階数

鉄骨鉄筋コンクリート造、地上7階・地下1階建

エ 延床面積

約8,848㎡

(4) 工期

2017年2月20日

(5) 本工事の入札手続では、取引先資格確認申込書（以下「申込書」という。）、取引先資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札書の提出を郵送により行う。

2 取引先の資格

建設業法第27条の29に定める建設工事に係る総合評定値の通知を受けている単体企業の者で、次の要件を満たしていること。

なお、総合評定値の審査基準日は、入札書受付締切日の1年7か月前までとし、かつ最新のものであること。

総合評定値の 工事種別	消防施設	総合評定値	求めない
事業所の所在地に関する要件		福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県又は鹿児島県のいずれかに建設業法上の本店、支店又は営業所を有すること。	
施工実績に関する要件		2006年度以降に元請け又はこれに準ずる者（設備工事の請負者又は設備工事を含む建築工事の請負者と直接契約を締結した者）として完成した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること。 <input type="checkbox"/> 180回線以上のGR型受信機の新設、増設又は更改を含む工事	
配置技術者に関する要件		求めない。	

その他	
ア 別紙「入札説明書」に示すとおりとする。	
イ 営業を継続しながら実施する工事であり、作業時間などに制約がある。	

3 入札担当部署

区分	担当部署	電話番号	住所
入札	日本郵政株式会社 宿泊事業部 管財担当	03-5404-3024 FAX 03-5404-1105	〒105-8617 東京都港区新橋 6-19-15 東京美術倶楽部ビル 5F
工事	日本郵政株式会社 宿泊事業部 施設担当	03-5404-3025	

4 入札日程

手続等	期間・期日・期限（注1）	場所
入札説明書等の交付（注1）	2016年9月27日（火）から 2016年10月12日（水）まで	日本郵政ホームページ、建設工事関係のページからダウンロード（注3）
設計図書等の交付（注2）	2016年9月27日（火）から 2016年10月12日（水）まで	3の入札担当部署の（入札）
質問の受付	2016年9月27日（火）から 2016年10月12日（水）まで	3の入札担当部署の（工事）
質問回答書の閲覧	2016年10月14日（金）から 2016年10月19日（水）まで	日本郵政ホームページ、建設工事関係（注3）
入札書（入札参加資格証明書）受付締め切り	2016年10月19日（水）までに郵便局へ差出すこと。（同日消印有効）	〒105-8617 東京都港区新橋 6-19-15 東京美術倶楽部ビル 5F 日本郵政(株) 宿泊事業部 管財担当あて
開 札	2016年10月24日（月） 午後1時30分から	〒105-8617 東京都港区新橋 6-19-15 東京美術倶楽部ビル 5F 入札室

（注1） 上記の期間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時（正午から午後1時の間を除く。）

（注2） 設計図等とは、当該工事に係る仕様書及び図面をいう。

（注3） 日本郵政グループホームページ アドレス <http://www.japanpost.jp/>

日本郵政グループホームページ → 会社情報 → 調達情報 → 一般調達情報
→ 建設工事関係 → 入札公告 → 全国エリアの日本郵政株式会社 本社の建設工事関係（入札公告）

5 取引先の資格の確認

本入札への参加を希望する者は、前記2に示す取引先の資格を有することを証明するため、申込書及び資料を9に示す入札書を入れた中封筒と表封筒の間に入れて郵送（書留郵便等で配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

6 設計図書等の交付等

設計図書の交付の期間及び場所は、前記4に示すとおり貸与とする。

なお、郵送を希望する者は交付場所へ「様式4」に必要事項を記載し、3の入札担当部署（工事）へFAXすること。

おって、設計図書の郵送は、送料実費負担（着払い）とする。

7 設計図書等に対する質問

現場説明書、仕様書及び図面等に対する質問がある場合は、質問書を書面により前記4に示す期間、場所に郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限ることとし、最終日までに必着とする。）により提出すること。

8 質問回答書

質問書に対する回答書は、前記4に示す期間、場所等にて閲覧に供する。

9 入札

前記4に示す期限、場所に、初度及び再度の2回分の入札書を郵送（書留郵便物等の配達記録が残るものに限る）により提出すること。

なお、入札書を郵便局において差出した際に受領する「書留・特定記録郵便物等受領証（お客様控え）」の写しを開札日の2日前までに入札担当部署に前記3の入札担当部署（入札）にFAXにより送信すること。（入札参加の確認のため。）詳細は入札者注意書による。

10 開札

(1) 前記4に示す期日、場所において希望する入札者又は代理人、立会いにより行う。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札事務に関係のない社員を立会わせて行う。

なお、開札以後に資格審査を行うため最低落札者名及び価格のみで落札宣言は行わない。

(2) 初度入札で落札者がいない場合は、直ちに再度入札書を開札することができる。

(3) 初度入札で落札した場合における再度入札書は破棄するものとする。

11 その他

(1) 契約の保証

要

(2) 契約書の作成の要否

要

(3) 入札の無効

本公告に示した取引先の資格のない者のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲で最低の価格を持って有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 提出期限以降の申込書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 支払条件

契約書（案）及び現場説明書による。

(7) 火災保険付保の要否

要

入札説明書

入札公告に基づく入札等については、関係法令並びに関係規定類に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

(1) 取引先資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び取引先資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、日本郵政グループ各社により取引先の制限、国土交通省又は都道府県から指名停止を受けていないこと。

(2) 削除

(3) 次に該当しない者であること。

ア 以下の各号に該当し、日本郵政株式会社が取引先として不適当と認めた者
これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

(ア) 不正又は不誠実な行為をした者

(イ) 不法行為をした者

(ウ) 契約の履行に当たり、契約義務違反のあった者

(エ) 安全管理の措置が不適切であると認められる者

(オ) 契約相手方として不適切であると認められる者

(カ) その他、日本郵政株式会社に損害を与えた者

イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成14年法律154号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。

エ 自己若しくは自己の役員等又は自己の下請負人若しくはその役員等が次の各号のいずれかに該当する者。

(ア) 暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。

(イ) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(ウ) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用してしていると認められる関係を有すること。

(オ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(カ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 施工実績に関する要件について求められた場合

(1) 施工実績に関する要件の詳細は以下のとおり。

ア 施工実績は完成、引渡しが済んでいるものに限る。

イ 施工実績は(ア)から(ク)の事項を満たすこと。

(ア) 新築又は増築工事とは、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事であること。

(イ) 模様替工事とは、内装に係る建築一式工事であること。

(ウ) 増築工事は、別棟増築、横増築及び上階増築等の増築形態を問わない。

(エ) 模様替工事は、既存建物の模様替及び改修部分の対象面積が要件とした床面積以上であること。

(オ) 複合用途の建物は、要件とした用途の部分が要件とした床面積（これに付随する共用部分を含む）以上か、又は建物の延床面積が要件とした面積以上で、かつ、要件とした用途部分の面積が建物の過半を占めること（「これに付随する共用部分」とは、要件とした用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

(カ) 複合構造の建物は、要件とした構造の部分が要件とした床面積以上であること。

(キ) 同一敷地内で複数棟の建物は、延床面積については複数棟の合計面積でよいものとし、構造については、主たる棟が要件とした構造を満たしていること。

(ク) 施工実績の建物にパーキングタワーなどの別棟機械式駐車場が含まれている場合は、延床面積には算入しない。

ウ 入札公告に建物と同種用途としての要件を示したときの「建物と同種用途」とは、別記に示すとおりとする。ただし、建物用途で工場・倉庫・車庫・サイロ・市場等の用途及び仮施設等簡易な用途の建物は除く。

(2) 共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

3 配置技術者に関する要件について求められた場合
求めない。

4 工事に係る設計業務等の受託者について

「資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の(1)又は(2)に掲げる者をいう。

(1) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

(2) 当該受託の代表権を有する役員が建設業者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

5 申込書及び資料の作成にあたっての注意事項

(1) 申込書は、「様式1」により作成のこと。

(2) 資料は、次に従い作成すること。

ア 施工実績等

入札公告に示す資格があることを判断できる施工実績及び営業所等の所在地を「様式2」に記載すること。

イ 配置技術者

入札公告に示す資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び開札時における他工事の従事状況を「様式3」に記載すること。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び申込時における他工事の従事状況を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、開札までに当該申込書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できないにもかかわらず入札をした

場合においては、取引先資格停止を行うことがある。

6 取引先資格要件の確認

取引先資格要件の有無の確認は、開札後に落札者を対象に行う。最低価格者から確認を行い、確認ができた時点で以後の確認は行わないため全者に対しての確認は行わない。

確認の過程で取引先資格がないと認められた者には落札決定前に説明を行う。

なお、確認のため必要に応じて以下いずれかの補足資料の提出を求めることがある。

(1) 「様式 2」の記載内容が証明できる資料

ア CORINS データ（竣工時カルテ）がある場合は、その写し。

イ アのない場合は、契約書（注文書等）及び契約図書（新築又は増築工事の施工実績は、躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事であることを確認できる設計図書）の写し又は発注者による施工証明書の写し。

また、共同企業体としての実績は、出資比率が証明できる協定書等の写し。

ウ ア又はイの実績において、上記 2(1)イの(ア)から(イ)に該当するもの又は建築用途が不明確なもの（工事名称から建築用途が類推できないもの）は、該当する延床面積等の実績が証明できる範囲等を示した設計図又は確認申請書・計画通知書（面積計算書を含む。）の写し。

エ 分割発注実績は、各分割受注実績すべてを証明するア又はイに該当する書類の写し。

(2) 「様式 3」の記載内容が証明できる資料

ア 要件とした資格等を証明する免許等の写し。

イ 主任技術者、監理技術者又は現場代理人としての要件とした通算経年数以上を確認できる書類（CORINS データ（竣工時カルテ）の写し）又は工事経歴書等の書類。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（会社名が分かるもの）及び監理技術者講習終了証の写し。

7 設計図書等の交付

(1) 設計図書を販売により交付する場合

設計図書等は入札公告に示す期間及び場所にて交付する。

(2) 設計図書を貸与により交付する場合

設計図書等は入札公告に示す期間に入札担当部署（工事）において貸与する。郵送（送料実費負担）を希望する者は交付担当部署へ「様式 4」に必要事項を記載し FAX すること。貸与された設計図は開札当日までに貸与先に郵送（送料実費負担）の上、必ず返却すること。

(3) その他

交付する設計図書には、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図、郵便施設標準詳細図（部位別編及び窓口まわり・サイン編）及び日本郵政株式会社設備工事標準詳細図が含まれていないため、必要な場合は別途入手のこと。

8 設計図書等に対する質問について

(1) 現場説明書、図名及び仕様書等について質問がある場合は、現場説明書に示す質問書様式又は日本郵政株式会社ホームページからダウンロードした質問書様式に記入の上、入札公告 4 に示す期間内に指定の場所に郵送により提出すること。

(2) 質問書に対する回答書は入札公告に示す期間及び場所で閲覧に供する。

日本郵政グループホームページ アドレス <http://www.japanpost.jp/>

[日本郵政グループホームページ](#) → [会社情報](#) → [調達情報](#) → [一般調達情報](#)

→ [建設工事関係](#) → [入札公告](#) → [全国エリアの日本郵政株式会社 本社の建設工事関係（入札公告）](#)

9 入札方法等

- (1) 入札方法等は入札公告に示すとおりとする。
- (2) 入札書は、二重封筒とし、入札書の中封筒にいれ、封かんの上、表封筒には入札書を同封した中封筒、入札公告等で指定された書類を入れ郵送により提出すること。
- (3) 書留郵便等の配達記録が残るもの以外の方法で郵送された入札書は無効とする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 契約の保証

- (1) 入札公告に示すとおりとする。契約の保証の種類は、金融機関等の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約とします。
- (2) 申込価格が当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められる基準（低入札価格調査基準）に該当するとして調査を受けた者との契約に関しては、契約の保証の額は請負代金額の10分の3以上とする。

11 入札の無効

入札公告において示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び現場説明書並びに入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

12 配置予定技術者等の確認

- (1) 配置予定の技術者が、病気、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、申込書の差し替えは認められない。また、病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定の技術者を変更する場合は、入札公告に掲げる要件を満たし、かつ当初の配置予定の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- (2) 資料に記載した配置予定の技術者を、契約の相手方の決定の日の翌日から起算して原則7日以内に当該工事に配置すること。

13 その他

- (1) 入札参加者は、入札者注意書、契約書案及び現場説明書を熟読し、その内容を遵守すること。
- (2) 申込書又は資料に虚偽の記載をした場合は、取引先の制限を行うことがある。
- (3) 申込書及び資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 申込書書及び資料等は、提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出された申込書及び資料等は、返却しない。
- (6) 提出期限以降の申込書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 施工実績等が入札公告に相当するかどうかについて疑義のある場合は、入札公告に示す入札担当部署（工事）へ照会することができる。

建物用途

建物用途は下表の適用欄に「●」で示したものとする。
 (「宿泊施設」)

1/2

建築物又は建築物の部分の用途の区分 <建築基準法施行規則別表区分表>	適用
一戸建ての住宅	
長屋	
共同住宅	
寄宿舎	
下宿	
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	
幼稚園	
小学校	
中学校、高等学校又は中等教育学校	
養護学校、盲学校又は聾学校	
大学又は高等専門学校	
専修学校	
各種学校	
図書館その他これに類するもの	
博物館その他これに類するもの	
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	
老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	
保育所その他これに類するもの	
助産所	
児童福祉施設等(前三項に掲げるものを除く。)	
隣保館	
公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	
診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	
診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	
病院	
巡査派出所	
公衆電話所	
郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の規定により行う郵便の業務(郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)第二条に規定する郵便窓口業務を含む。)の用に供する施設	
地方公共団体の支庁又は支所	
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	
工場(自動車修理工場を除く。)	
自動車修理工場	
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッチング練習場	
体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	
ホテル又は旅館	●
自動車教習所	
畜舎	
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	
日用品の販売を主たる目的とする店舗	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)	
飲食店(次項に掲げるものを除く。)	
食堂又は喫茶店	

建築物又は建築物の部分の用途の区分 <建築基準法施工規則別表区分表>	適用
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前二項に掲げるものを除く。）	
事務所	
映画スタジオ又はテレビスタジオ	
自動車車庫	
自転車駐車場	
倉庫業を営む倉庫	
倉庫業を営まない倉庫	
劇場、映画館又は演芸場	
観覧場	
公会堂又は集会場	
展示場	
料理店	
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	
ダンスホール	
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	
卸売市場	
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	
その他	

ただし、建築基準法第88条第1項に規定する工作物（準用工作物）及び建築基準法第85条第5項に規定する仮

建築物又は建築物の部分の用途の区分 <貨物自動車運送事業法に基づく施設>	適用
物流施設（貨物自動車運送事業の用に供する施設）	

設建築物を除く。

入札者注意書

入札者は、別に示した事項のほか、この注意書の定めるところにより行う。

- 第1 入札に参加する者は、別に示した日時までに、仕様書、現場及び契約書案を熟知しておくものとする。
 - 2 入札者は、入札後においては、この注意書に掲げた事項、仕様書、現場及び契約書案の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 第2 入札者は、入札の際、主務の社員に入札参加資格のある方であることの確認を受けなければならない。
 - 2 入札者が代理人であるときは、委任状等代理権のあることを証明できる書面を差し出して主務の社員の確認を受けなければならない。
 - 3 前2項の確認を受けない方は、入札させない。
- 第3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- 第4 入札書は、別紙様式により作成してこれを封かんし、その封皮の表面に自己の氏名(法人にあっては、その名称)を記載し、別に示した日時にこれを入札箱に投入するものとする。
 - 2 入札書を郵送する場合にあっては、次に定める方法で郵送しなければならない。(「郵便入札の注意事項」参照)
 - (1) 入札書の郵送に当たっては、表封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
 - (2) 初度及び再度入札に係る入札書をそれぞれの中封筒に入れ、封かんの上、その中封筒の表面に、初度入札に係る入札書在中の中封筒には「第1回」、再度入札に係る入札書在中の中封筒には「第2回」とそれぞれ回数を記載し、開札日、入札件名、自己の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び連絡先を記載すること。
 - (3) 表封筒には、入札書を同封した中封筒及び別に示した書面及び第2の第2項の規定に準じて主務の社員の確認を受けるのに必要な書面を入れ、その表封筒の表面に開札日、入札件名、自己の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、入札書在中の旨の表示及び連絡先を記載すること。
 - 3 第1項及び第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書は受理しない。
 - 4 一の表封筒には三以上の中封筒を同封してはならない。
 - 5 入札書に記載する日付は、入札書作成日又は入札書を郵便局へ差し出した日とする。
- 第5 入札者は、第4の規定により入札書を郵便局に差し出し契約責任者が受領し、又は持参して入札箱へ投函した後においては、開札の前後を問わずこれを引き換え、若しくは変更し、又は取り消すことができない。
- 第6 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
 - 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - 3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

第7 入札の執行中、入札場所において次の各号の一に該当する行為があると認められる方は、入札場外に退去させる。

- (1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (2) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしたとき。

第8 開札は、あらかじめ示した日時及び場所において、入札者を立ち合わせて行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは入札事務に関係のない社員を立ち合わせてこれを行う。

第9 次の各号の一に該当する入札書は受理しない。

- (1) 第4に規定する方法以外の方法により提出された入札書
- (2) 入札書を受領する最終日時に遅れて到着した入札書
- (3) 表封筒記載の開札日及び入札件名のいずれかが別に示す開札日及び入札件名と異なる入札書
- (4) 表封筒に開札日、入札件名及び入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のいずれかが記載されていない入札書

第10 次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

- (1) 当該入札に係る競争参加資格のない方により提出された入札書
- (2) 中封筒がない入札書
- (3) 中封筒記載の開札日及び入札件名のいずれかが別に示した開札日及び入札件名と一致しない入札書
- (4) 中封筒に入札の回数、開札日、入札件名及び入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のいずれかが記載されていない入札書
- (5) 入札書の申込みに係る価格（以下「入札金額」という。）の記載のない入札書
- (6) 入札書に記載した契約名が別に示したものと相違する入札書
- (7) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない入札書
- (8) 代理人が入札する場合は、入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札
- (9) 同一の者により提出された2以上の入札書
- (10) 2以上の入札者の代理人により提出された入札書
- (11) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (12) 入札金額の記載を訂正した入札書で、その訂正について押印のないもの
- (13) 入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書
- (14) 明らかに連合によると認められる入札書
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札書

第10の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

第11 入札書に内訳を記載する場合において、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

第12 入札は、予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札とする。ただし、落札者となるべき方の入札価格によっては、その方により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の方のうち最低の価格をもって入札した方を落札者とすることがある。

- 2 契約責任者が、当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査を行うときは、当該調査に協力しなければならない。

- 3 第1項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした方が2人以上あるときは、くじで落札者を決定する。
 - 4 前項の場合において、くじを引く方が出席しないか又はくじを引かないときは、入札に関係のない社員にくじを引かせる。
 - 5 落札者を決定したときは、入札者に落札者の氏名（法人にあっては名称）、住所及び金額を書面等で通知する。
 - 6 第1本文の場合において、落札となる方がないときは、直ちに再度の入札に付すことがある。
- 第13 落札者は、契約責任者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを契約責任者に提出しなければならない。ただし、契約責任者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- 第14 次の各号の一に該当するときは、落札の決定を取り消す。ただし、契約責任者において、正当な理由があると認め承認を与えたときはこの限りでない。
- (1) 第11の規定により入札書の補正をしないとき
 - (2) 落札者が第13に規定する期間内に契約書を提出しないとき
- 第15 契約及び支払いに要する費用は、すべて落札者の負担とする。